

受動喫煙防止の対応事例を紹介します

～ 職場での受動喫煙の防止に努めましょう～

受動喫煙の防止は、労働安全衛生法の快適職場の形成（努力義務）の一環として、労働者の受動喫煙防止の指導啓発が行われてきたほか、2003（平成15）年に制定された健康増進法により、多数の人が利用する施設の管理者の努力義務が定められました。

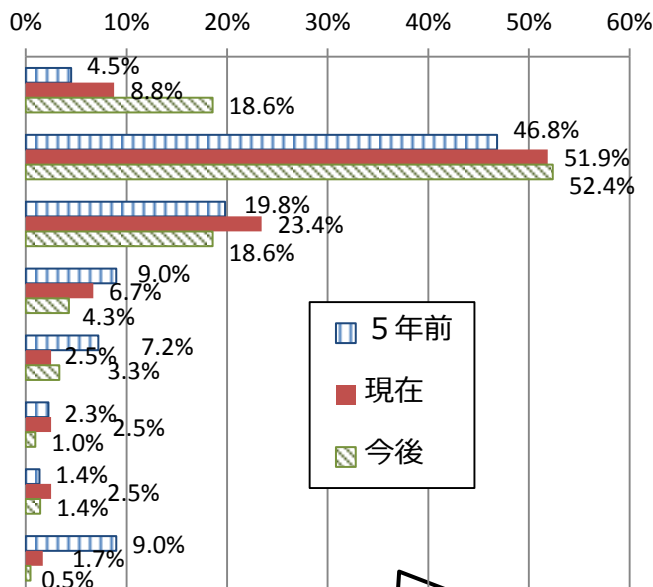
今回、労働安全衛生法が改正され、2015（平成27）年6月1日から、**労働者への受動喫煙の防止が事業主の努力義務**となりました。

このリーフレットでは、**受動喫煙防止を工夫して進めている事例**などを紹介します。

各事業者・事業場の実情に応じて最も効果的な受動喫煙の防止措置に努め、空間分煙、そして全面禁煙を目指していきましょう。

（県内事業場の取組状況）

- ① すべて禁煙（屋外ふくむ）
- ② 屋内を禁煙にし、屋内の喫煙室または屋外のみ喫煙可能喫煙スペースを屋内に設け、それ以外は禁煙
 - ③ 空気清浄機など「有り」
 - ④ 空気清浄機など「無し」
- ⑤ 一部の場所のみ禁煙
- ⑥ 一定時間の制限（禁煙タイム）
- ⑦ 上記以外の何らかの対策
- ⑧ 取組無し



8.8%が敷地内全面禁煙（①）
60.7%が空間分煙以上（①+②）
 に取り組んでいます！
 何も取り組んでいないのは
1.7%となっています

※滋賀労働局「労働行政説明会」（H27.7.2と7.6実施）へ参加した270事業場へのアンケート（アンケート回答246事業所。有効回答：5年前222、現在239、今後210事業所）
 ※「今後」は、おおむね2年以内の予定を記入
 ※単数回答。

（全面禁煙や空間分煙を進めている例）

- 世界禁煙デーにちなんで「工場内終日禁煙デー（任意）」を実施。（1日全面禁煙）
- 喫煙室を屋外とした。（屋内喫煙室の廃止）

【参天製薬株式会社（製造業・滋賀県）】

（参考）参天製薬株式会社の事例は、滋賀県「健康寿命をのぼそう！プロジェクト健康資源の発掘事業」の表彰事例（平成26年度）です。<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kenko-t/kenkopj.html>



厚生労働省
 滋賀労働局、大津・彦根・東近江 労働基準監督署
 ～ 働きやすい滋賀をめざして～

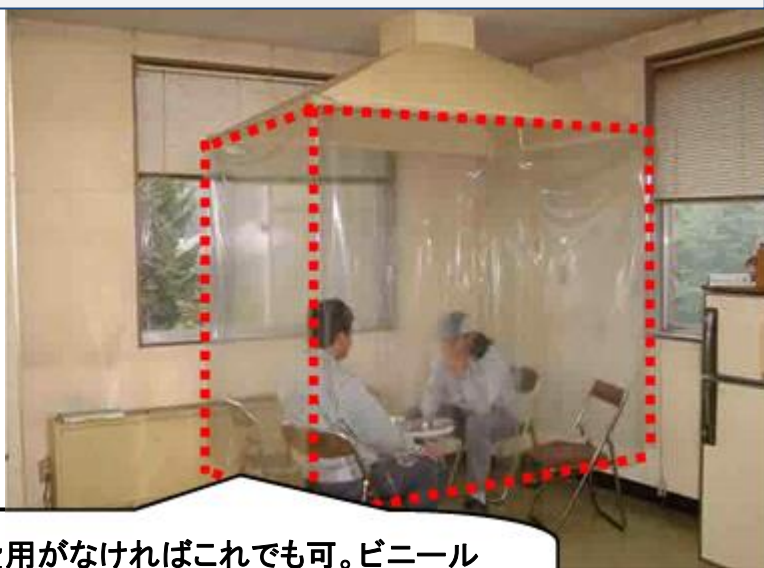
※このリーフレットやゼロ災ロゴマークは 滋賀労働局HPからダウンロードし どなたでもお使いいただけます。
http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei.html

(工夫して空間分煙を行っている事例)

- 通常の喫煙室を紹介したほか、ビニールカーテンを使うことで費用がかからない方法も企業内に示して対策を呼びかけた。

【T社（製造業・滋賀県）】

T社企業内に実際に周知したチラシ（滋賀労働局が一部加工・抜粋）



費用がなければこれでも可。ビニールカーテンの開口面積に応じて風量を確保

技術的な留意事項は
通達を参照ください！

「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」
(H27.5.15基安発0515第1号)

(分煙の適切な方法の周知)

- 分煙の方法として、
 - ・ 空気清浄機はガス成分（COなど）を除去できないという問題点があること
 - ・ 空気清浄機をやむを得ず使う場合は、適切に維持管理し、換気に特段の配慮をするべきことを企業内に周知した。

【T社（製造業・滋賀県）】

労働安全衛生法第68条の2（受動喫煙の防止）

事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

受動喫煙防止対策に関する出前講座、電話相談窓口など【無料】

企業の研修、団体の会合で専門家が講演します。（厚生労働省27年度委託事業）
問合せ （一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 [TEL:050-3537-0777](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

※このリーフレットの事例は、いずれも当該企業にご了解の上、掲載しております。

工夫して空間分煙している事例、空間分煙までいかないけれど工夫している事例などがあれば、情報をお寄せ下さい！（滋賀労働局健康安全課）

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課
大津労働基準監督署
彦根労働基準監督署
東近江労働基準監督署

TEL 077 (522) 6650
TEL 077 (522) 6641
TEL 0749 (22) 0654
TEL 0748 (22) 0394

 **厚生労働省**
Ministry of Health, Labour and Welfare
ひと、暮らし、みらいのために

(滋賀労働局2015.12更新)